

古河都市計画事業
片田南西部土地区画整理事業
会社・法人の所在地（住所）
変更手続きの手引き

平成 29 年 3 月 25 日（土）から
土地の地番や所在地（住所）の表し方が変わります

古河市役所 都市建設部
都市局 区画整理課

はじめに

片田南西部土地区画整理事業につきましては、平成7年9月11日に事業認可を受け、地区内の整備をしまりました。

このたび地区内の整備が完了し、換地処分をすることとなり、整備された道路等に合わせた新しい地番に変更することにより、平成29年3月25日（土）から所在地などの表し方が変わります。

会社・法人（以下、会社等）の所在地及び役員の住所の変更登記は、法律上皆様に手続きしていただかなければなりませんので、新しい所在地の表し方や、必要となる手続きについてご案内いたします。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

会社等の変更登記については、本店の所在地の法務局または各支局の法人登記部門で手続きをしてください。

なお、手続きの際に古河市区画整理課で発行します※「所在地変更証明書」を添付して頂きますと、会社等の移転扱いとはならないばかりではなく、登録免許税（登記手数料）が免除されます。 ※法人登記簿は登記閉鎖されません

また、不動産（土地や建物）の所有権登記名義人住所変更につきましては、不動産所在地を管轄する水戸地法法務局または各支局で手続きをしてください。

※「所在地変更証明書」は古河市に法人の設立届出をしており、片田南西部地区内に本店または支店等がある会社等に発行・発送しています。

目次

1. 皆さまにお届けするもの	1 ページ
2. 新しい所在地などの表し方	2 ページ
3. 郵便番号について	2 ページ
4. 会社所在地の変更について	3～4 ページ
5. 会社役員の住所変更について	5 ページ
①記載例：会社の所在地変更を申請する場合 （本店が地区内にある場合）	6 ページ
②記載例：会社の所在地変更および会社役員の住所変更を申請する場合 （会社の所在地および会社役員の住所が地区内にある場合）	7 ページ
③記載例：会社役員の住所変更を申請する場合 （会社役員の住所が地区内にある場合）	8 ページ
6. 不動産（土地・建物）登記の住所変更について	9～11 ページ
7. その他	12 ページ

1. 皆さまにお届けするもの

換地処分に伴う所在地変更にあたり、以下の書類を市より送付させていただきました。

お届けするもの	配布時期	内容について
会社・法人の所在地（住所） 変更手続きの手引き	今 回	<ul style="list-style-type: none"> ・換地処分に伴い、皆さまに知っていただきたいことや、各種手続きや登記申請の方法等を説明した冊子です。
所在地変更証明書 （1会社等あたり10枚） ※古河市に法人の設立届出 をしており、片田南西部地 区内に本店または支店等が ある会社等に発送していま す。	今 回	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地変更証明書は、今回の換地処分により新しく設定した会社等の所在地が記載されています。 ・所在地変更証明書は、<u>所在地変更の証明書として各種の手続きに使用</u>ができます。
所在地変更の お知らせ用はがき （1会社等あたり50枚） ※片田南西部地区内に本店ま たは支店等がある会社等に 発送しています。	今 回	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい所在地を取引先などにお知らせするもので、日本郵便(株)が発行する<u>切手が不要なはがき</u>です。 ・お知らせ用はがきのみ投函されても配送できませんので、<u>必ず下記の所在地変更のお知らせはがき送付用封筒に所在地変更のお知らせ用はがきを入れて、その封筒を三和郵便局またはポストにお出しく</u>ださい。 <p>なお、余ったはがきは返却不要です。</p>
所在地変更のお知らせはがき 送付用封筒 （1枚） ※片田南西部地区内に本店ま たは支店等がある会社等に 発送しています。	今 回	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地変更のお知らせ用はがきを入れるための封筒で、日本郵便(株)が発行する<u>切手が不要な封筒</u>です。 ・<u>所在地変更のお知らせ用はがきを入れて送るための専用の封筒</u>となります。<u>三和郵便局またはポストにお出しく</u>ださい。 ・ご不明な点は日本郵便(株)三和郵便局、配布されたはがきや封筒の枚数が不足する場合は、古河市役所区画整理課までご相談・ご連絡ください。 <p>○日本郵便(株) 三和郵便局 古河市仁連1914番地 Tel: 76-0001</p> <p>○古河市役所区画整理課 古河市仁連2065番地 Tel: 76-1511 (内線: 2344、2345)</p>

2. 新しい所在地などの表し方

新たに町名などは増えたりせず、従来の字名をそのまま使用して、地番のみが変更となります。

◆所在地・・・・・・・・番地が新しくなります。

〔変更前〕

(例) 古河市 下片田 1000番地

〔変更後〕

(例) 古河市 下片田 1500番地1



◆不動産（土地・建物）・・・・・・・・地番が変わります。

◎土地の地番について

〔変更前〕

(例) 古河市 上片田 字宮前 1440番地4

〔変更後〕

(例) 古河市 上片田 字宮前 1740番地1



◎建物の所在地について

〔変更前〕

(例) 古河市 上片田 字宮前 1440番地4

〔変更後〕

(例) 古河市 上片田 字宮前 1740番地1



3. 郵便番号について

従来の郵便番号と変更ありません。

下片田	〒306-0127
上片田	〒306-0128

4. 会社所在地の変更について

町名や地番が変更されますと、その地区内の会社等の本店（主たる事務所）や支店（従たる事業所）の所在地または地区内に居住している役員の住所が変更されますので、次のようなときは、管轄の法務局に対して変更登記の申請をしていただくことになります。

◆会社等の「本店」、「支店」の所在地、または会社以外の法人の「主たる事務所」、「従たる事務所」の所在地の表示が変更になったとき

◆登記されている各種法人の代表者の住所の表示が変更になったとき

- ・株式会社の代表取締役
- ・有限会社の取締役及び監査役
- ・民法法人の理事や協同組合の代表理事

※株式会社の役員で住所が登記事項とされているのは、代表取締役等の代表権を有する方です。取締役や監査役については、住所が登記事項とされていないため、住所に変更が生じても変更の登記をする必要はありません。

しかし、有限会社は、役員の住所に変更が生じたときには、変更の登記をしなければなりません。

※変更登記の申請をしないと、登記上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、資格証明書や印鑑証明書を請求する際に支障となる場合がありますので速やかに申請してください。

◎手続例

- (1) 本店の所在地で、土地区画整理事業換地処分にともなう、土地の名称地番変更（町界・町名・地番の変更）があった場合 ※法人登記簿は登記閉鎖されません

< 1 > 本店での登記

登記の期間	変更のあった日（平成29年3月25日）から2週間以内	
登記所	水戸地方法務局	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例 有限会社	代表取締役を置いている場合 ⇒ 代表取締役 代表取締役を置いていない場合 ⇒ 法務局に印鑑の登録をしている取締役のうちの一人
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 所在地変更証明書（古河市役所区画整理課で発行します）	

<2>支店での登記（支店での手続きは本店での登記が済んでから行ってください。）
 ※なお、本店での一括申請（要手数料）もできます。詳しくは本店を管轄する法務局にお尋ねください。

登記の期間	本店での手続き完了後から3週間以内	
登記所	支店の所在地を管轄する法務局	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例 有限会社	代表取締役を置いている場合 ⇒ 代表取締役 代表取締役を置いていない場合 ⇒ 法務局に印鑑の登録をしている取締役のうち一人
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② <1>本店での登記をした事を証する履歴事項証明書	

(2) 支店の所在地で、土地区画整理事業換地処分にもなう、土地の名称地番変更（町界・町名・地番の変更）があった場合 ※法人登記簿は登記閉鎖されません

<1>本店での登記

登記の期間	変更のあった日（平成29年3月25日）から2週間以内	
登記所	本店の所在地を管轄する法務局	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例 有限会社	代表取締役を置いている場合 ⇒ 代表取締役 代表取締役を置いていない場合 ⇒ 法務局に印鑑の登録をしている取締役のうち一人
必要書類	③ 会社変更登記申請書 ④ 所在地変更証明書（古河市役所区画整理課で発行します）	

<2>支店での登記（支店での手続きは本店での登記が済んでから行ってください。）

登記の期間	本店での手続き完了後から3週間以内	
登記所	水戸地方法務局	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合 ⇒ 代表取締役 代表取締役を置いていない場合 ⇒ 法務局に印鑑の登録をしている取締役のうち一人
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② ②<1>本店での登記をした事を証する履歴事項証明書	

5. 会社役員住所変更について

- (1) 片田南西部地区内に住んでいる会社役員がいる場合は、換地処分にもない住所が変更されるため、住所の変更が必要となります。

○住所変更の登記が必要な役員

- ・株式会社の場合 ⇒ 代表取締役
- ・特例有限会社の場合 ⇒ 取締役（全員）、監査役（置いている場合）

※法人登記簿は登記閉鎖されません

<1>本店での登記

登記の期間	変更のあった日（平成29年3月25日）から2週間以内	
登記所	本店の所在地を管轄する法務局	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例 有限会社	代表取締役を置いている場合 ⇒ 代表取締役 代表取締役を置いていない場合 ⇒ 法務局に印鑑の登録をしている取締役のうちの一
必要書類	①会社変更登記申請書 ②所在地変更証明書	

※所在地変更証明書は、古河市に法人の設立届出をしており、片田南西部地区内に本店または支店等がある会社等に10枚発送しております。

別に証明書が必要な場合は、古河市役所区画整理課にて無料で取ることができます。証明を取る場合は代表者印をお持ちください。

会社等の代表者以外の方が証明を取る場合は、会社等の代表者の方からの委任状と委任された方の認印をお持ちください。

縦4.5cm×横10.5cmの
スペースを空けてください。

現在の登記簿のとおり記載してください

株式会社変更登記申請書

1 商号 **〇〇〇株式会社** 特例有限会社の場合は「特例有限会社
変更登記申請書」としてください

1 本店 **茨城県古河市下片田〇〇〇番地〇**

1 登記の事由 **町名地番変更による本店の変更** 法務局
届出印

1 登記すべき事項 **平成29年2月 日変更**

本店 **茨城県古河市上片田〇〇〇〇番地〇〇** 所在地変更証明書に記載されている新しい所在地を記載してください。

1 登録免許税 登録免許税法第5条第5号により免除

1 添付資料 証明書 1通 ・所在地変更証明書を添付してください
※区画整理課で発行

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 法務局に提出する日を記載してください。

申請人 **茨城県古河市上片田〇〇〇〇番地〇〇
〇〇〇株式会社
東京都千代田区一丁目〇地〇号
代表取締役 〇〇 〇〇** 所在地変更証明書に記載されている新しい所在地を記載してください。

法務局
届出印

法務局に印鑑を提出している代表者の住所を記載してください。
(換地処分で住所が変更となった場合は新住所を記載)

水戸地方法務局 御中

②記載例：会社等の所在地変更および会社役員の住所変更を申請する場合
(会社の所在地および会社役員の住所が地区内にある場合)

※用紙サイズ A 4

縦 4.5 cm × 横 10.5 cm の
スペースを空けてください。

現在の登記簿のとおり記載してください

株式会社変更登記申請書

1 商 号 **〇〇〇株式会社**

1 本 店 **茨城県古河市下片田〇〇〇番地〇**

1 登記の事由 **町名地番変更による本店及び(代表取締役〇〇 〇)の住所変更**

1 登記すべき事項 **平成29年2月 日変更**

本 店 **茨城県古河市上片田〇〇〇〇番地〇〇**
代表取締役
〇〇 〇〇の住所 茨城県古河市上片田〇〇番地〇

1 登録免許税 登録免許税法第5条第5号により免除

1 添付資料 証明書 **2 通**

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申 請 人 **茨城県古河市上片田〇〇〇番地〇**
〇〇〇株式会社
茨城県古河市上片田〇〇〇番地〇
代表取締役 〇〇 〇〇

水戸地方法務局 御中

特例有限会社の場合は「**特例有限会社
変更登記申請書**」としてください

変更する役職名を記載
してください。

所在地変更証明書に記載されている新しい所在地を記載してください。

変更する役職名を記載し
てください。

所在地変更証明書に記載されている新しい所在地を記載してください。

法務局
届出印

法務局に提出している代表者の住所を記載してください。
(換地処分住所が変更となった場合は新住所を記載)

法務局
届出印

③記載例：会社役員の住所変更を申請する場合（会社役員の住所が地区内にある場合）

※用紙サイズA4

縦4.5cm×横10.5cmのスペースを空けてください。

現在の登記簿のとおり記載してください

株式会社変更登記申請書

1 商号 **〇〇〇株式会社**

1 本店 **茨城県水戸市三の丸一丁目〇番〇号**

1 登記の事由 **町名地番変更による(代表取締役〇〇 〇)の住所変更**

1 登記すべき事項 **平成29年2月 日変更**

代表取締役 〇〇 〇〇の住所変更

住 所 茨城県古河市下片田〇〇〇番地〇〇

1 登録免許税 登録免許税法第5条第5号により免除

1 添付資料 証明書 1 通

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請人 **茨城県水戸市三の丸一丁目〇番〇号**
〇〇〇株式会社
茨城県古河市下片田〇〇〇番地〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

水戸地方法務局 御中

特例有限会社の場合は「特例有限会社
変更登記申請書」としてください

変更する役職名を記載してください。

所在地変更証明書に記載されている新しい所在地を記載してください。

・会社役員（個人）は住民票を添付してください。
※市民総合窓口課で発行

法務局に提出する日を記載してください。

法務局に印鑑を提出している代表者の住所を記載してください。
(換地処分で住所が変更となった場合は新住所を記載)

法務局
届出印

6. 不動産（土地・建物）登記の住所変更について

土地登記簿の表題部【所在、地番、地目、地積】および建物登記簿の表題部【所在、家屋番号】につきましては、古河市と水戸地方法務局下妻支局において、区画整理の換地処分にもなう登記により、古河市が書き換えの囑託をいたします。

新しい所在地変更にともない、法務局に登録されております不動産（土地・建物）の権利部（甲区）（所有権に関する事項）や権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）の名義人住所はご本人の申請があるまで変わらないため、皆さまで申請していただく必要がありますが、手続きには期限はありませんので、売買・贈与・抵当権設定等の事由が生じた時に合わせて手続きされても結構です。

なお、各手続きを行う場合は、登記事務停止期間終了後に行ってください。

◎片田南西部土地区画整理事業地内の土地・建物に関する登記事務の停止について

片田南西部土地区画整理事業地内の土地・建物については、換地処分の登記が完了するまで、一般の登記手続き（住所変更手続き、売買、贈与等による所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。

なお、事務停止期間は、平成29年3月25日（換地処分公告日の翌日）から3ヶ月程度予定されております。（事務停止期間が終了しましたら、権利者の皆さまにお知らせします。）

◎変更していただく届出等について

変更していただく届出等 （事柄）	届出先	必要書類など	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	水戸地方法務局（本局） 〒310-0011	・登記申請書 ・ <u>所在地変更証明書</u>	手続きには期限はありませんので、 <u>売買・贈与・抵当権設定等の事由が生じた時に合わせて手続きされても結構です。</u>
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	水戸市三の丸1丁目 1番42号駿優教育会館 TEL 029-227-9922	（※） ・法務局に登録している印鑑	

※古河市役所区画整理課にて証明書を無料で取ることができます。証明を取る場合は代表者印をお持ちください。

会社等の代表者以外の方が証明を取る場合は、会社等の代表者の方からの委任状と委任された方の認印をお持ちください。

◎登記申請書記載上の注意事項について

- (1) 次ページ以降の記載例をご参照ください。
- (2) 登記原因証明情報として、**所在地変更証明書**（古河市役所区画整理課にて無料で発行しています）を添付してください。
この場合、登録免許税（登記手数料）はかかりません。
- (3) 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒色ボールペンなどではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- (4) 申請書の内容は、権利証等で確認し、正確に記入してください。
- (5) 1枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。
- (6) 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。
申請書が2枚以上になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割り印してください。
- (7) 代理人の方が手続きをする場合は、委任状が必要となります。

縦4.5cm×横10.5cmの
スペースを空けてください

登 記 申 請 書

登記の目的 **所有権登記名義人住所変更**

原 因 **平成〇〇年〇〇月〇〇日 町名地番変更**

変更後の事項 **茨城県古河市上片田〇〇〇〇番地〇〇**

申 請 人 **住所 茨城県古河市上片田〇〇〇〇番地〇〇**
〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

新しい所在地を記載
してください。

法務局
届出印

法務局
届出印

添 付 書 類 登記原因証明情報 **1** 通

平成〇〇年〇〇月〇〇日 申請 水戸地方法務局

所在地変更証明書を添付し
てください。
※区画整理事業課で発行

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

申請書提出年月日
(手続は変更日以降)

不動産の表示
土地の表示

変更後の登記の内容を正確に
ご記入ください。

所 在	地 番	地 目	地 積
古河市 下片田	1020番100	宅地	123.45 m ²

建物の表示

所 在	古河市 下片田 1020番100				
家屋番号	1020番100	種 類	居 宅	構 造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 78.90 m ²		2階 67.89 m ²		

7. その他

①所在地変更に伴う申告書の届出について

会社等の所在地が変更となった場合は関係機関に「法人の設立等に関する申告書」と「登記事項証明書」の写しを提出してもらう必要がありますので、関係機関に直接申告いただきますようお願いいたします。

○問合せ先

古河市役所市民税課 TEL 0280-22-5111 内線1214、1215

②清算金について

平成29年1月にお送りしました「換地処分通知」に記載されております清算金額が、換地処分の公告の翌日（平成29年3月25日（土））に確定し、平成29年7月頃に清算金の徴収と交付を行う予定となっております。その際には改めてご案内いたします。

その他、清算金は交付や徴収によって、課税または控除の対象となります。詳しくは、所在地の税務署にお問い合わせください。

③各種機関への登録または届出等の変更について

片田南西部土地区画整理事業地区内に複数の土地を所有している方で、所在地ではない土地で、各種機関への登録や届出等を行っている会社等については、換地処分に伴う土地の地番の変更によって、登録や届出等の変更が必要となる場合があります。

登録や届出等の変更には「土地の名称地番変更証明書」が必要となる場合があります。証明書は古河市役所区画整理課にて無料で取ることができますので、証明を取る場合は、窓口に来る方の認印をお持ちください。

④郵便物の送付について

市役所などからお送りします通知等が、事務処理の都合上、旧の所在地で郵送される場合がありますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

郵便局では、今回住所が変更となります片田南西部地区内の皆様方に郵便物が届けられる場合、旧所在地で郵便物が送られてきたとしても、新所在地に届けるとのことです。

◎ 各登記の内容についてのお問い合わせ先

水戸地方法務局（本局）

〒310-0011

水戸市三の丸1丁目1番42号駿優教育会館

TEL 029-227-9911（代表）

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）

◎ 本手引きについてのお問い合わせ先

古河市 都市建設部 都市局 区画整理課

〒306-0198

古河市仁連2065番地

TEL 0280-76-1511（代表）

内線 2344、2345

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）